

第 3 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 2 5 年 3 月 2 2 日 (金) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市久居庁舎 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室

出席部会委員 25伊藤^{いとう} 武則^{たけのり}・26稲葉^{いなば} 和久^{かずひさ}・27大井^{おおい} 一司^{かずし}・28鈴木^{すずき} 照正^{てるまさ}
29田口^{たぐち} 慶則^{よしのり}・30諸戸^{もろと} 善昭^{よしあき}・32田中^{たなか} 竹次^{たけつぐ}・33守山^{もりやま} 孝之^{たかゆき}
35池田^{いけだ} 昌司^{まさし}・36井谷^{いたに} 功^{いさお}・37岸野^{きしの} 隆夫^{たかお}・39藤田^{ふじた} 武^{たけし}
40結城^{ゆうき} 晋三^{しんぞう}・42片岡^{かたおか} 眞郁^{まさいく}・47中谷^{なかたに} 秀也^{ひでや}

以上 1 5 名

欠席部会委員 31 上川 洋文・38 中川 和雄

出席部会員外委員 34 浅井 競

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・市川調整担当参事・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 27 大井 一司・37 岸野 隆夫

事 項

- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用貸借)
- 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
- 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用貸借)
- 議案第 6 号 買受適格証明願 (競売) について
- 議案第 7 号 非農地証明願について
- 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長

第3回第2農地部会を開会させていただきます。
本日の欠席委員は、上川委員と中川委員、お2人でございますので、よろしくお願ひします。
本日の議事録署名委員を指名させていただきますので、27番 大井委員・37番 岸野委員、お2人よろしくお願ひします。
本部会に付議されました議案につきましては、ただいま事務局長から話がありましたとおりでございますので、よろしくお願ひします。
まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第3号につきましては、事務局から一括して報告を願ひます。よろしくお願ひします。

事 務 局

失礼します。議案書の1ページをお願ひします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
番号1、地区 久居、借人_____、貸人_____、申請地 戸木町中川原番、台帳地目・現況地目とも田、面積2, 244㎡。
これにつきましては、農用地利用権設定を、貸人、借人の双方の合意に基づき解約をいたしましたものでございます。
その他、2番から2ページにかけまして14番までにつきましても、同じく利用権設定を合意解約したものでございます。
以上、件数は14件で、47, 225㎡、その内容は田46, 545㎡、畑680㎡でございました。
3ページをお願ひします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
番号1、地区 久居、届出者_____、届出地 久居元町垣内_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 038㎡外14筆で、合計7, 406. 91㎡、取得年月日 平成24年9月27日、取得事由は_____からの相続で、あっせん等の希望はございません。
番号2、地区 久居、届出者_____、届出地 久居井戸山町野新畑_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積717㎡外、4ページにかけまして9筆でございまして、合計4, 676. 3㎡、取得年月日 平成24年7月19日、取得事由は、_____からの相続で、あっせん等の希望はございません。
番号3、地区 久居、届出者_____、届出地 久居元町前田_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積945㎡外8筆で、5ページにかけまして合計4, 785㎡、取得年月日は平成24年12月2日、取得事由は、_____からの相続で、あっせん等の希望はございません。
番号4、地区 栗葉、届出者_____、届出地 久居一色町羽場_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積247㎡外1筆で、合計2, 368㎡、取得年月日は平成24年5月9日、取得事由は、_____からの相続で、あっせん等の希望はございません。
番号5、地区 川合、届出者_____、届出地 一志町片野南浦_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積419㎡外2筆で、合計1, 694㎡、取得年月日は平成22年11月3日、取得事由は、_____からの相続で、あっせ

ん等の希望はございません。

番号6、地区 川口、届出者_____、届出地 白山町川口大坪_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積6.61㎡外6筆で、合計4,129.61㎡、取得年月日は平成25年1月21日、取得事由は、_____からの相続で、あっせん等の希望はございません。

番号7、地区 川口、届出者_____、届出地 白山町川口久保_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積971㎡外6ページにかけまして4筆で、合計5,097㎡、取得年月日は平成24年12月15日、取得事由は、_____からの相続で、あっせん等の希望はございません。

番号8、地区 倭、届出者_____、届出地 白山町佐田高外場_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積294㎡外6筆で、合計6,919㎡、取得年月日は平成24年12月26日、取得事由は、_____からの相続で、あっせん等の希望はございません。

以上、件数は8件で、37,075.82㎡、内容は田26,154.3㎡、畑10,921.52㎡でございます。

7ページをお願いします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、譲受人 _____、譲渡人 _____、届出地 戸木町東出_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積726㎡。

これにつきましては、譲受人は、譲渡人より当該土地を譲り受け、建売り分譲住宅4区画を整備しようとするものであります。

申請地は、市街化区域であり、また、届出に係る要件を具備しておりますことから、届出を受理いたしましたものでございます。

番号2、地区 久居、譲受人_____、譲渡人_____、届出地 久居元町北出_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積415㎡。

これにつきましては、譲受人は、譲渡人より当該土地を譲り受け、一般個人住宅用地として整備しようとするものでございます。市街化区域であり、また届出に係る要件を具備しておりますことから、届出を受理いたしましたものでございます。

番号3、地区 久居、譲受人_____、譲渡人_____、届出地 久居元町北出_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積99㎡。

これにつきましても、番号2での一般個人住宅用地の整備と関連して、番号2の申請地に隣接して駐車場用地として整備をしようとするものでございます。市街化区域であり、また届出に係る要件を具備しておりますことから、届出を受理いたしましたものでございます。

以上、件数は3件で、1,240㎡、その内容は田726㎡、畑514㎡でございます。以上で報告案件の説明を終わります。

議 長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくをお願いします。それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局

8ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、譲受人_____、面積13,130.02㎡、譲渡人_____、面積6,186㎡、申請地 庄田町宮東_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積2,617㎡外1筆で、合計5,383㎡。

これにつきましては、高齢による労働力不足により農業経営規模を縮小しようとする譲渡人が、譲渡人の近隣に住み農業経営規模を拡大しようとする譲受人に、申請地を譲渡するものでございます。

番号2、地区 栗葉、譲受人_____、面積6,650.3㎡、譲渡人_____、面積7,175㎡、申請地 庄田町中川原_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積690㎡外1筆で、合計3,050㎡。

これにつきましても、高齢による労働力不足により農業経営規模を縮小しようとする譲渡人が、譲渡人の近隣に住み農業経営規模を拡大しようとする譲受人に申請地を譲渡するものでございます。

番号3、地区 川合、譲受人_____、面積4,991㎡、譲渡人_____、面積380㎡、申請地 一志町片野南浦_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積380㎡。

これにつきましては、譲渡人は過去に相続により申請地を得ましたが、自身で耕作することが難しいため、申請地に隣接して耕作地を持ち、農業経営規模を拡大しようとする譲受人に、申請地を譲渡するものでございます。

番号4、地区 家城、譲受人_____、面積92,364.64㎡、譲渡人_____、面積1,047㎡、申請地 白山町北家城下出_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積752㎡外2筆で、合計1,047㎡。

これにつきましては、労働力不足により農業経営規模を縮小しようとする譲渡人が、農業経営規模を拡大しようとする譲受人の要望を受け、当該申請地を譲渡するものでございました。

番号5、地区 川口、譲受人_____、面積19,670.52㎡、譲渡人_____外1名、面積1,211㎡、申請地 白山町川口関ノ宮_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積969㎡。

これにつきましては、譲渡人は高齢による労働力不足で営農を縮小しようとするため、営農を拡大しようとする譲受人に申請地を譲渡するものでございました。

番号6、地区 下之川、譲受人_____、面積5,924.1㎡、譲渡人_____、面積5,924.1㎡、申請地 美杉町下之川向田_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積955㎡外、9ページにかけまして16筆で、合計5,924.1㎡。

これにつきましては、高齢により耕作不能となった譲渡人が、譲渡人の娘で、農業経営を受継ごうとする譲受人に対しまして、申請地を生前一括贈与しようとするものでございます。

以上、合計件数は6件で、16,753.1㎡、その内訳は田12,742㎡、畑4,011㎡でございます。

以上、議案第1号の何れの案件におきましても、農業を真面目に行い、また農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。

議長	はい、ありがとうございます。ただいま、事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。はい、お願いします。
鈴木委員	28番 鈴木です。14日に、委員と事務局で現地確認を行いました。1番と2番を説明させていただきます。 1番、国道165号線を久居のほうから白山のほうへ向いていきますと、雲出川の美濃屋橋があります。それを少し行くと、_____があります。その手前で、右側にある耕地整理された田ですので、何ら問題はないかと思えます。 2番、申請地が、一志町と庄田町に分かれています、現状としては1筆です。165号線の、_____から南に向いて行って、一志町へ向きますと、中川原の集落です。西へ向き、500mぐらいの場所で、何ら問題はないかと思えますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございました。3番、お願いします。
田中委員	32番 田中です。3月8日に、事務局と私ども守山会長と私とで現地を確認させていただきました。内容については、事務局の説明通りでございますので、ひとつよろしくご審議をお願いしたいと思います。
議長	はい、ありがとうございます。4番、お願いします。
浅井委員	34番 浅井でございます。家城4番について説明させていただきます。14日に、事務局2名、地元委員3名、計5名で、午後から現地の確認を行いました。場所は、家城の瀬戸というところに_____があるんですが、それから八ツ山へ、立派な道路がついておりまして、雲出川の橋を渡ってすぐに、左側に70戸ぐらいの_____があるんですが、その在所の一番東側に位置するところが現地でございます。内容については、もう事務局の説明どおりでございますので、何ら問題ございませんので、よろしくお願いします。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。5番、お願いします。
池田委員	35番 池田です。14日に地元委員3名と事務局2名で、現場を回りました。場所的には、_____から東へ200m行ったところから、また北側の雲出川へ向いて150mぐらいのところでございます。_____という、息子が受けるということでございまして、何ら問題はないと思えます。事務局の説明どおりですので、ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。6番、お願いします。
結城委員	40番、結城でございます。下之川6番について説明をいたします。先ほど、事務局からご報告をいただいたとおりでございます。12日に総合支所の職員と私とで現地確認をいたしました。申請人とは親子関係で、生前一括贈与ということになっておりますので、何ら問題はないかと思えますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。ただいま地元委員の説明がございましたが、

皆さん方のご意見ありましたらお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 失礼します。10ページをお願いします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借人_____、面積6,350㎡、貸人_____、面積6,350㎡、申請地 久居小戸木町池端_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,001㎡外8筆で、合計4,886㎡。

これにつきましては、借人はこれまでも貸人と使用貸借に係る権利設定を行い申請地において営農を行ってきましたが、今後においても営農を継続するため、引き続き使用貸借の権利設定を行おうとするものでございます。

以上、件数は1件で4,886㎡、その内訳は田3,116㎡、畑1,770㎡でございます。

当該案件につきましても、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。この案件は、貸人の_____は、主にシイタケをやってみえまして、それで、息子さんなんですけれども、去年、一昨年ぐらいに勤めを辞めて、経営を受継がれるということで、勉強されているいろいろやってみえました。これまでもずっとこの_____もきれいに耕作されてずっとやってこられましたので、今回、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号について許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 失礼します。11ページをお願いします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者_____、申請地 久居明神町西横山_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積166㎡外1筆で、合計488㎡。

これにつきましては、昭和34年ごろから、農地法手続を行わずに申請地に一般個人住宅を建築してきてしまったものでございます。始末書の提出もありますことから、追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川口、申請者_____、申請地 白山町川口大角_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,223㎡。

これにつきましては、申請者は申請地周辺において営農継続してきておりますが、今般、営農拡大に伴い、申請地において育苗用ハウスと乾燥機を増設するための農業用施設を建設しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3 地区 倭、申請者_____、申請地 白山町佐田カナン河原_____番 台帳地目 田、現況地目 山林、面積258㎡。

これにつきましては、申請地は山間部に位置し、農業用機械の活用が難しく農作業を行うことが困難であったため、昭和62年ごろに農地法手続を行わずに申請地に植林をしてきてしまったものでございます。始末書の提出もありますことから追認をしようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 三多気、申請者_____、申請地 美杉町三多気上垣内_____番 台帳地目・現況地目とも田、面積528㎡。

これにつきましては、申請地はこれまで猿や鹿による獣害被害により農業を営むことが難しい地域であったため、申請地において太陽光パネルを設置し、太陽光発電を行うための太陽光発電設備用地としての活用を図ろうとするものでございます。

申請地は農地法上も第2種農地と判断される地域で、都市計画法上の線引きもなく、また、申請地の隣地所有者たちに対しましても、管理運営方法について説明済みで、了承を得ているとのことでございます。

番号5、地区 杉平、申請者_____、申請地 美杉町杉平鳥井_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積297㎡外1筆で、合計789㎡。

これにつきましては、申請者は平成8年ごろ、農地法手続を行わずに申請地に家業の大工を営むために必要な作業場を建設、また資材置場として活用してしまつたもので、始末書の提出もありますことから追認をしようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件で3,286㎡、その内訳は田786㎡、畑2,500㎡でございます。

いずれの案件も、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の

全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。この議案の中に、中谷委員に関する案件がございますので、議案番号2番につきましては、後にさせていただき、1番、3番、4番、5番を先に審議をいただきたいと思います。

それでは、事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。3月14日に、農業委員及び事務局と現地確認を行いました。場所は、_____の北部方面です。事務局の説明のとおりで、昭和34年に建築され現在に至っており、何も問題ありませんのでよろしくご審議ください。

議長 はい、ありがとうございます。3番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。14日の日に、現地へ、事務局2人と委員3人で行ってきました。ちょうど_____の裏側、北側のところの道をずっと上のほうに行くと集落がありますが、猪の倉の方へ行く道がありますが、もともとは田になっておったようですが、その新しい道をつけたときに、これだけ残ったのかと思います。62年頃に植えたようであり、大きくなりまして、もう既にその田の形成をしてませんでした。説明のとおりですので、ひとつ、ご承認をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

岸野委員 37番の岸野です。番号4につきまして、13日に美杉の担当者と現地に行つてまいりました。獣害の発生によりまして、耕作の困難な田でありますし、周囲の同意もありますので、問題はないかと思ひます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それから、番号5につきましても、13日に行つてまいりました。事務局より報告のありましたとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま地元委員の説明でございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号、1、3、4、5番について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よつて、議案第3号、1、3、4、5番について許可することと決定したいと思ひます。

番号2番につきまして、農業委員会等に関する法律第24条議事参与の制限に該当しますので、中谷委員の一時退席をお願ひします。よろしくお願ひしま

す。

(中谷委員退席)

議長 それでは、2番、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

池田委員 35番 池田です。14日に、地元の委員、それから会長、それから部会長が来ていただきまして、見ていただきました。説明のとおりでございますけれども、現地につきましては、_____がございまして、そこから200mぐらい北部道路というのが真ん中に道がありますので、その道を来た所に_____がございまして、その裏側の少し下で、本家との東側でございます。説明のとおりで何ら問題がないと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、皆さん、地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号の2番について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号第2番については、許可することと決定したいと思います。
中谷委員。

(中谷委員着席)

議長 それでは、続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 失礼します。12ページをお願いします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)でございます。

番号1、地区 久居、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 川方町コウゾ_____番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積195㎡。

これにつきましては、譲受人は現在市外でアパート住まいをしておりますが、子どもの成長に伴い、実家の近隣に移り住むために、申請地に一般個人住宅を建築しようとするものでございます。また、申請地には、平成11年7月ごろに、農地法手続きを行わずに一部植林がなされてきておりますが、これにつきましてはの始末書の提出がありますことから、追認をしようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 波瀬、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 一志町波

瀬十王寺_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積680㎡。

これにつきましては、譲受人は現在市内でアパート住まいをしておりますが、子どもの成長に伴い、譲受人の妻の実家の近隣に移り住むため、申請地に一般個人住宅を建築しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 一志町片野南浦_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積419㎡外1筆で、合計1,314㎡。

これにつきましては、譲受人は譲渡人より申請地を譲り受け、譲受人が行う事業に必要な建設資材置場として活用を図ろうとするものでございます。

申請地は農地法上も第2種農地と判断される地域で、また、申請地の隣地地権者及び地元自治会、水利組合へは事業計画に係る説明済みで、了承を得ているとのことでございます。

番号4、地区 高岡、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 一志町高野洲合_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積108㎡外1筆で、合計205㎡。

これにつきましては、譲受人は現在住む住居の老朽化に伴い、譲渡人より申請地を譲り受け、新たに申請地において一般個人住宅を建設しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高岡、譲受人_____外1名、譲渡人_____、申請地 一志町高野稲葉_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積328㎡。

これにつきましては、譲受人は高齢により申請地での耕作が困難である譲渡人より申請地を譲り受け、譲受人が行う事業に必要な建設資材置場及び駐車場用地として活用を図ろうとするものでございます。

申請地は農地法上も第2種農地と判断される地域で、また、申請地の隣地地権者へは事業計画に係る説明済みで、了承を得ているとのことでございました。

番号6、地区 大三、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 白山町二本木字大熊_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積511㎡。

これにつきましては、譲受人は譲受人の寺の墓地に隣接する譲渡人の所有する申請地を譲り受け、新たに既設墓地の拡張を行おうとするものでございます。

申請地は第2種農地と判断され、また、申請地の隣地地権者へは事業計画に係る説明済みで、了承を得ているとのことでございます。

番号7、地区 八ツ山、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 白山町山田野的場_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積945㎡。

これにつきましては、譲受人は譲渡人より申請地を譲り受け、当該申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電を行うための太陽光発電設備用地として活用を図ろうとするものでございます。

申請地は農地法上も第2種農地と判断される地域で、都市計画法上の線引きもなく、また、申請地の隣地所有者たちに対しましても、事業計画の説明済みで、了承を得ているとのことでございます。

番号8、地区 竹原、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 美杉町竹原大垣内_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積132㎡。

これにつきましては、譲渡人は、昭和48年ごろ、農地法手続きを行わず、申請地に一般個人住宅及び物置を建設してきてしまったものでございます。始

末書の提出もありますことから追認をしようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 太郎生、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 美杉町太郎生北垣内_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積42㎡。

これにつきましても、譲渡人の父が、昭和41年ごろ、農地法手続きを行わず、申請地に一般個人住宅建設、庭用地として活用してきてしまったものでございます。始末書の提出もありますことから追認をしようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 丹生俣、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 美杉町丹生俣樋ノ口_____番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積25㎡。

これにつきましても、譲渡人は、昭和48年12月ごろから、農地法手続を行わず、申請地を駐車場用地として活用してきてしまったものでございます。始末書の提出もありますことから追認をしようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件で4,377㎡、その内訳は田533㎡、畑3,844㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。この土地としては、周辺は、ほぼ家が建ってきているもので、何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。2番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。2番から5番まで説明をさせていただきます。
2番、3月8日に、会長と私と、それから事務局2名で現地を確認いたしました。場所は、一志下之川線の波瀬の川原出という地域で、内容は事務局の説明どおりでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番、一志町から嬉野へ行くところで、これにつきましては、部会長も現地を見てもらいました。3月14日に、現地を確認しております。内容につきましては、事務局説明どおりでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。それから、4番ですが、これにつきましては、一志出家線の所に_____がありますが、_____の東側で、内容には、3月8日に現地を確認しております。内容については、事務局の説明どおりでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、5番目の案件につきましては、この4番の隣で、端でございますので、3月8日に現地を確認させていただきます。事務局の説明どおりでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。6番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。この場所は、国道165号から_____が出てますが、

それを北の方へ50mぐらい行ったところに_____がありますが、その_____の近くに、このお寺の墓地がありますが、今回、墓地を広げるということでした。内容については、事務局の説明どおりであります。よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。7番、願います。

池田委員 35番 池田です。地元委員3名と、それから事務局、5名で14日、午後から現地を見てきました。場所的には、_____の下ということで、藤と山田野のちょうど境のところでございます、ぎりぎりということで道の端でございます。隣の人に説明をして、問題はないということで、業者も何かあった場合にはちゃんといたしますというような話でございます。事務局の説明どおりでございますので、ご審議をよろしく願います。

議長 はい、ありがとうございました。8番、願います。

藤田委員 39番 藤田です。この3月7日に、事務局と調査士、並びにこの_____、現地で見せていただきました。40年前に既にもうなされた行為でございます、既に地元からのご理解も得ており、また始末書も提出されております。事務局の説明どおり、何ら問題はないのかと私は思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。9番、願います。

岸野委員 37番 岸野です。太郎生の関係でございますけれども、去る13日に美杉の担当者と調査に行ってまいりました。先ほど事務局より報告のあったとおりでございますので、問題はないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。最後になりました。10番、願います。

結城委員 40番 結城です。10番について説明を行います。12日に現地確認をいたしました。総合支所と私とで、2名で行いました。この案件は、所有権移転ということでございますので、よろしく願いたいと思えます。それから、始末書の添付もされておることですので、ご審議よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>引き続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>失礼します。13ページをお願いします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、地区 高岡、借人_____、貸人_____、申請地 一志町日置霜田_____番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積499㎡。</p> <p>これにつきましては、借人はこれまで貸人である両親と同居をしてきましたが、手狭となってきたため、父である貸人より当該申請地を借り受け、一般個人住宅及び物置を建設し、あわせて駐車場用地として活用しようとするものでございます。隣地農地所有者には使用貸借に係る事前の説明済みということでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は1件で、499㎡、その内容は田でございます。</p> <p>当該案件は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。はい、お願いします。</p>
田中委員	<p>32番 田中です。この案件につきましても、3月8日に現地を確認させてもらいました。一志美杉線の_____という会社がある西側のところでございます。内容については、事務局説明どおりでございますので、ひとつご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議 長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号について許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第6号 買受適格証明願（競売）について議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>失礼します。14ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 買受適格証明願（競売）についてでございます。</p> <p>番号1、地区 久居、競売対象農地 木造町五由殿_____番、台帳地目 畑、</p>

現況地目 宅地、面積 446 m²、願出人 _____。

これにつきましては、競売対象農地に寄宿舍を建設しようとする願出人が、津地方裁判所が実施する農地の公売に参加するために必要な買受適格証明でございます。

以上、件数は1件で、446 m²、その内容は畑でございます。

当該案件は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。はい、よろしくお祈いします。

田口委員 29番 田口です。この物件は、久居から_____へ行く手前の集落でございます。事務局の説明のとおりでございますけれども、何も問題ないと思いますので、よろしくお祈いします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。はい。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号について証明することと決定したいと思ひます。

続きまして、議案第7号 非農地証明願について議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 失礼します。15ページをお願いします。

議案第7号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 栗葉、願出者_____、申請地 庄田町中川原_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積436 m²。

これにつきましては、申請地には、願出者が昭和38年1月30日に住宅を建設、現在に至ってきたものでございます。

申請書類には20年以上の経過が判断できる家屋登記簿等が添付されており、これら物件が確認されますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規程により、建物もしくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しました。

番号2、地区 家城、願出者_____、申請地 白山町藤北里_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積588 m²。

これにつきましても、申請地に昭和31年ごろから願出者の実家が建ち、また昭和58年に増築をされ、現在に至ってきたものでございます。申請書類には20年以上の経過が判断できる固定資産税台帳記載事項証明書が添付され

ており、これら物件が確認されますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規程により、建物もしくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。以上、件数は2件で、1,024㎡、その内訳は畑でございます。以上で説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。これも、14日に、地元の委員と事務局で現地確認を行いました。場所は、1号議案の2で説明させていただきました県道一志出家線で隣接する集落です。その前で、もう何ら問題はないかと思えますし、詳細については事務局の説明どおりですので、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

浅井委員 家城2番について説明します。14日に、事務局2名、地元委員3名、5名で現地の確認を行いました。場所は、_____へ入る入り口からちょうど北へ100mぐらい行ったところが現地でございます。申請内容については事務局の説明どおりでございますので、何ら問題はございませんので、よろしくご審議のほどお願いします。以上。

議長 はい、ありがとうございました。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することと決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。事務局、説明願います。

事務局 失礼します。議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

表紙1枚めくっていただきたいと存じます。集計表をごらんください。

右下の合計欄に掲げてありますように、今月は総合計で241件、450,055㎡の集積がございました。その内容は、賃貸借と使用貸借でございます。

地区別の状況は、一番下の合計欄を見ていただきたいと思えます。

久居地区は、26件で55,643㎡。その内訳は、田55,321㎡、畑322㎡でございます。

一志地区は、7件で17,149㎡。その内訳は、全て田でございます。
白山地区は、204件で369,629㎡。その内訳につきましても、全て田でございます。

美杉地区は、4件で7,634㎡。その内訳につきましても、全て田でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借合わせて449,733㎡、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて322㎡で、合計241件で450,055㎡となっております。

また、認定農業者への集積状況は125件で、376,863㎡となっており、その件数内訳は、久居地区が12件、一志地区が1件、白山地区が111件、美杉地区が1件となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。何かありますか。よろしいですか。よろしいです。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案は全て終了いたしました。

午後2時53分

上記は、第3回第2農地部会の議事を録したものである。

平成25年3月22日

議長

出席委員

出席委員